

2017年 11月 28日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府福祉医療費助成制度における精神病床入院の扱いに関する緊急要請書

福祉医療の拡充を求める大阪実行委員会
住 所 大阪府大阪市浪速区幸町 1-2-33
大阪府保険医協会 内
連絡先 06-6568-7721(担当：坂元・田川)
他 10 団体

平成29年2月定例府議会で、大阪府福祉医療費助成制度の改定内容を盛り込んだ大阪府予算が可決成立しました。その後、現在までの間に、当該施策の実施団体である市町村において、府の改定内容をふまえた制度（条例）改定作業が進められているところです。

今般、この制度改定にあたって、大阪府が「現行制度を維持する」としていた、ひとり親家庭医療費助成制度・乳幼児医療費助成制度において、関係団体等に何ら説明をすることなく、「精神病床入院に関しては当該制度から除外する」という内容を大阪府の広報紙である「府政だより」等で公表しました。

また、重度障害者医療費助成制度においては、精神病床への入院の取り扱いについて「3月限度での助成が望ましい」としながらも、2018年4月の改定制度施行を前にして、現在に至っても今なお改善策を明らかに示していません。

このような事態のもとで大阪府は、府民や助成対象者に対して、医療費助成制度の主旨や変更事項等を十分理解できるよう説明責任を果たすべきです。

つきましては、こうした大阪府の無責任な姿勢を改めるとともに、府民にとって「命綱」であり必要な医療費助成対象から排除されないことがないように下記事項を速やかに実施するよう、強く求めます。

記

1. ひとり親家庭医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度について、精神病床入院を制度対象から排除することなく、2018年4月以降も継続して制度の対象とすること。
2. 重度障害者医療費助成制度について、大阪府自らが「3月限定での助成が望ましい」と表明していることに鑑み、3か月間の入院費について早急に助成対象とすること。
3. 経過措置3年の期日が来てもなお上記項目2の助成が実施されない場合、制度実施に至るまでの間、重度障害者医療費助成制度の精神病床入院時の経過措置を継続すること。

以上

【その他陳情団体】

- ・大阪府保険医協会
- ・大阪府歯科保険医協会
- ・大阪民主医療機関連合会
- ・障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
- ・特定非営利活動法人 大阪難病連
- ・新日本婦人の会大阪府本部
- ・子どもの医療費助成制度の拡充をめざす大阪府民連絡会
- ・大阪府関係職員労働組合（府職労）
- ・府民要求連絡会
- ・大阪社会保障推進協議会